令和７年度芸西村事前復興計画策定支援業務

特記仕様書

1. 総則

1.1 業務の目的

本業務は、令和４年９月に高知県が策定した「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」に　基づき、芸西村の事前復興まちづくり計画のステップ１にあたる行政内部の検討を行い、令和7年度・令和8年度の2ヵ年で芸西村事前復興まちづくり計画（素案）を作成するために、令和7年度業務を行うことを目的とする。

1.2 適用範囲

本仕様書は、「芸西村事前復興計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 業務の期間

本業務の履行期限は、契約締結の翌日から令和８年３月31日までとする。

1.5 業務対象地域

本業務は、芸西村内のうち津波浸水予測上影響をうける沿岸部地区を対象とする。

1.6 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.7 中立性の堅持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.8 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、調査結果についても発注者の承諾なく貸与、公表、使用してはならない。

受注者は、下記の認証を本業務の作業拠点で取得した者又は本業務実施までに取得できる者で、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いよう徹底した管理を実施できる者でなければならない。

（1）情報システムセキュリティ管理適合性評価制度による公的外部機関の承認

JISQ27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）

（2）情報処理開発協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」による認証

JISQ15001（プライバシーマーク）

なお、受注者の認証取得が不十分と判断した場合は、落札後であっても契約を解除する。

1.9 公益確保の義務

受注者は、業務を行うにあたっては、公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.10 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

① 業務計画書

② 着手届

③ 管理技術者届

④ ＩＳＭＳ登録証明証（写し）

⑤ プライバシーマーク登録証明証（写し）

⑥ その他必要書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を得るものとする。

1.11 貸与資料

受注者は、業務に必要な関係資料を発注者から所定の手続きを経て借用し、業務完了後、速やかに返還するものとする。

1.12 管理技術者及び技術者

① 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

② 管理技術者は、発注者の防災・減災情報に精通したものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

③ 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.13 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.14 成果品の審査及び納品

① 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

② 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

③ 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

④ 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.15 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とする場合又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.17 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.18 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

2. 業務内容

2.1 一般的事項

受注者は、調査及び計画にあたり、十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

① 業務は、十分協議打合せの後、施行するものとする。

② 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。

③ 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 調査及び計画

受注者は、発注者より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、以下の業務内容に基づいて計画（素案）を策定するものとする。

2.3.1 業務概要

本業務の概要は、下記のとおりとする。

① 計画準備

② 資料収集整理

③ 現状分析

④ 基本方針の検討

⑤ 庁内策定員会支援

⑥ 成果報告書の作成

⑦ 打合せ協議

2.3.2 計画準備

本業務の目的、業務内容、履行期間を踏まえ、業務の全体方針、手法及び工程等の検討を行い、作業上問題のない計画を立案し、業務計画書を作成するものとする。

2.4　事前復興まちづくり計画（素案）作成

2.4.1 資料収集整理

芸西村の現状に関する基礎データについて、国勢調査や統計資料、地図情報、被害想定、応急期機能配置計画、地域防災計画、まち・ひと・しごと創成総合戦略、高知県事前復興まちづくり計画策定指針、高知県復興方針（案）等の資料を整理するものとする。

なお、各所管課からの資料の収集は、発注者が行い、受注者に貸与する。

2.4.2 村の現状整理と課題分析

上記で収集整理した資料をもとに、まずは芸西村の現状分析を実施する。関係計画の収集整理を踏まえ、以下の分析を実施する。

①地理的要因の分析

②産業構造の分析

③人口構成の分析

④被災人口の分析

⑤公共施設・医療施設・教育施設の分析

⑥ライフラインの分析

人口の現状及び将来の見通し、基幹産業への影響、土地利用への影響、村民の要望や動向、歴史・文化を継承する視点等の項目ごとに、芸西村の現状整理（把握）と課題を分析する。その後、芸西村が組織する庁内策定委員会（以下、策定委員会という）の意見を聴取し、現状と課題の分析結果を取りまとめる。

2.4.3 復興方針（案）の検討

2.4.1及び2.4.2で整理した資料を基に、復興基本方針を検討するが、まずは、復興まちづくりの基本的な考え方や、土地の用途の概要といった、芸西村における基本的な復興方針（案）を検討する。

2.4.4 復興組織（案）の検討

南海トラフ地震からの復興は、その被害が迅速かつ広範囲となり復興業務も多岐にわたることから組織横断的な対応が必要となるため、**2.4.1及び2.4.2**で整理した資料を基に、発災後に復興業務を円滑に実行するために復興組織（案）の検討を行う。

2.4.5 庁内策定委員会の運営支援

「復興まちづくり計画（素案）」策定にあたり実施予定の庁内会議における運営支援を行うこととする（庁内会議は全３回を予定（令和7年度は1回）しており、会議出席は原則不要とする。）。

①会議資料の作成・支援

②会議結果のとりまとめ

2.4.6 業務報告書の作成

業務報告書は、本業務に係る取りまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、業務概要、実施内容、業務工程、業務組織及び連絡体制、打合せ協議、成果品の内容・部数、使用した主な図書及び基準等を集成し、「3.成果品」のとおりとする。

2.4.7 打合せ協議

① 業務の実施にあたって、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

② 業務着手時及び業務成果物の最終確認時のほか、業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

③ 中間打合せは2回を見込む。

3. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

① 成果報告書	1部
② 打合せ記録簿	1部
③ 上記電子データ（CD－R）	一式
④ その他発注者の指示するもの	

※ 電子データは、納品後、発注者が修正、加除及び印刷が可能な状態のデータとする。

4. 関係法令・参考図書

業務は、本仕様書によるほか、以下の関係法令・参考図書の最新版を参考にして行う。

関係法令及び参考図書

名称	編集または発行所
災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）	
災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）	
水防法（昭和 24 年法律第 193 号）	
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	
大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）	
大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）	
防災基本計画	中央防災会議
高知県地域防災計画	高知県
避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	内閣府防災担当
避難場所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	内閣府防災担当
災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～	内閣府男女共同参画局
大規模地震防災・減災対策大綱	中央防災会議
南海トラフ地震防災対策推進基本計画	中央防災会議
避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン	内閣府防災担当

名称	編集または発行所
芸西村国土強靱化地域計画（令和 3 年 3 月）	芸西村
芸西村地域防災計画（令和 2 年 10 月改定）	芸西村防災会議
芸西村防災マップ（平成 25 年改訂版）	芸西村
芸西村津波防災マップ	芸西村
芸西村津波避難計画マップ	芸西村
芸西村業務継続計画	芸西村
芸西村受援計画	芸西村
芸西村物資配送計画	芸西村
芸西村公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）	芸西村
第 2 期 芸西村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 4 年 3 月）	芸西村
第 4 次 芸西村総合振興計画（平成 28 年度～平成 37 年度）	芸西村
芸西村人口ビジョン＜改訂版＞ （令和 2 年 3 月）	芸西村
その他関係法令、条例、ガイドライン等	

－以上－